

鴻巣市の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

区 分	住民基本台帳人口 (26年1月1日)	歳 出 額 A	実質収支	人 件 費 B	人件費率 B/A	(参考) 24年度の人件費率
25年度	人 119,746	千円 37,231,534	千円 1,962,173	千円 5,861,793	% 15.7	% 16.0

(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

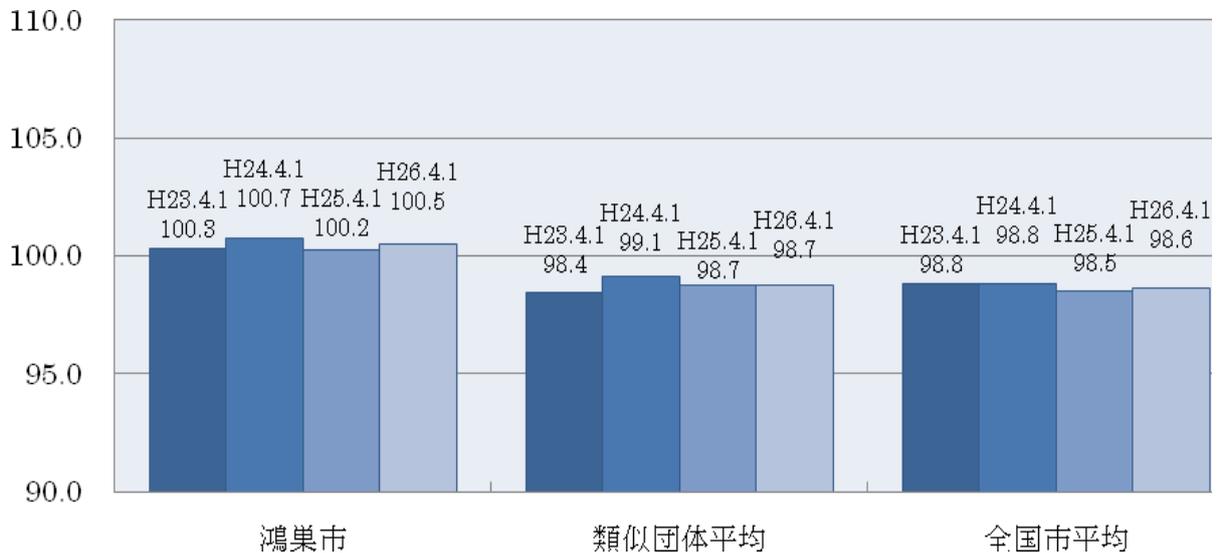
区 分	職員数 A	給 与 費				(参考)一人当たり 給与費 B/A	(参考)類似団体平均 一人当たり給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
25年度	人 651	千円 2,505,918	千円 478,847	千円 943,849	千円 3,928,614	千円 6,035	千円 6,021

(注) 1 職員手当には退職手当を含まない。

2 職員数は、平成25年4月1日現在の人数である。

3 給与費については、任期付短時間勤務職員（再任用職員（短時間勤務））の給与費が含まれており、職員数には当該職員を含んでいない。

(3) ラスパイレス指数の状況



(注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を100として計算した指数。

2 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。

3 平成24年及び平成25年は、国家公務員の時限的な（2年間）給与改定・臨時特例法による給与減額措置がないとした場合の値である。

※ 平成26年4月1日のラスパイレス指数が、①3年前に比べ1ポイント以上上昇している場合、②3年連続で上昇している場合、③100を超えている場合について、その理由及び改善の見込み

③ 近隣市との均衡を保つため、初任給基準を国より高く設定している等の理由から、ラスパイレス指数が100を超えている。初任給基準の見直しを検討することにより適正化に努める。

(4) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

【概要】国の給与制度の総合的見直しにおいては、俸給表の水準の平均2%の引下げ及び地域手当の支給割合の見直し等に取り組むとされている。

① 給料表の見直し

[実施]

(給料表の改定実施時期) 平成27年4月1日

(内容) 一般行政職の給料表について、国の見直し内容を踏まえ、平均2.4%引下げ。

1級(全号給)及び2級(低位号給)は、据置き。

3級以上の級は、50歳台を中心に、最大5.1%の引下げ。

激変緩和のための経過措置(現給保障)を実施。

技能労務職給料表については、一般行政職給料表との均衡を踏まえて見直しを実施。

② 地域手当の見直し

実施内容(国基準における場合の支給割合及び当該団体の支給割合)

(支給割合) 国基準6%に対し、鴻巣市においても6%を支給。

(実施時期) 平成27年4月1日より実施。段階的に支給割合を上げることとし、平成27年度は4%。

(参考)

	平成26年度の支給割合	見直し後の支給割合 (H30.4.1)	平成27年度の支給割合
国基準による支給割合	3%	6%	4%
鴻巣市の支給割合	3%	6%	4%

③ その他の見直し内容

なし

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（平成26年4月1日現在）

①一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
鴻巣市	44.3 歳	344,413 円	411,584 円	392,317 円
埼玉県	43.6 歳	342,094 円	431,166 円	387,979 円
国	43.5 歳	335,000 円	—	408,472 円
類似団体	42.7 歳	325,549 円	402,261 円	366,377 円

②技能労務職

区分	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
鴻巣市	54.3 歳	20 人	348,835 円	376,542 円	375,979 円
埼玉県	54.3 歳	380 人	351,799 円	405,429 円	388,945 円
国	50.1 歳	3,119 人	287,992 円	—	326,611 円
類似団体	49.3 歳	59 人	326,688 円	372,166 円	353,768 円

(注) 1 「平均給料月額」とは、26年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均である。

2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。

また、「平均給与月額（国比較ベース）」は、比較のため、国家公務員と同じベース（＝時間外勤務手当等を除いたもの）で算出している。

(2) 職員の初任給の状況（平成26年4月1日現在）

区分		鴻巣市	埼玉県	国
一般行政職	大学卒	180,800 円	178,800 円	172,200 円
	高校卒	151,800 円	144,500 円	140,100 円
技能労務職	高校卒	149,000 円	146,700 円	—
	中学卒	135,400 円	131,150 円	—

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況（平成26年4月1日現在）

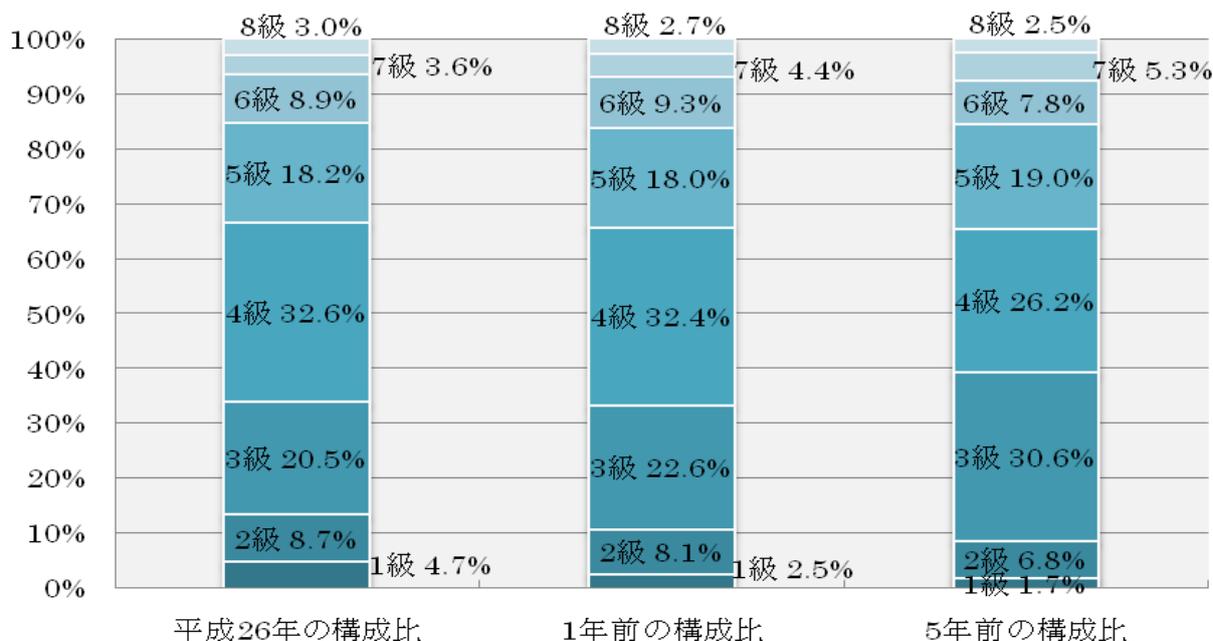
区分		経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年
一般行政職	大学卒	285,116 円	366,851 円	388,973 円	413,726 円
	高校卒	271,450 円	349,469 円	370,914 円	390,083 円
技能労務職	高校卒	—	265,050 円	367,800 円	350,133 円
	中学卒	—	—	—	—

3 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況（平成26年4月1日現在）

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の給料月額	最高号給の給料月額
8級	部長	14人	3.0%	414,100円	496,500円
7級	副部長	17人	3.6%	367,500円	479,400円
6級	課長	42人	8.9%	322,100円	455,800円
5級	副課長	86人	18.2%	290,700円	428,500円
4級	主査	154人	32.6%	263,500円	410,200円
3級	主任	97人	20.5%	224,600円	368,400円
2級	主事	41人	8.7%	187,700円	309,300円
1級	主事補	22人	4.7%	137,600円	244,900円

- (注) 1 鴻巣市の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。
 2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



(2) 昇給への勤務成績の反映状況

- 勤務成績の評定の実施状況
 地方公務員法第40条に基づき、全職員に対して勤務成績の評定を実施。
- 昇給への勤務成績の反映状況
 勤務成績の評定結果を昇給に反映していませんが、鴻巣市職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則第33条に基づき実施した勤務成績の証明により、昇給の号給数に差を設けています。

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

鴻巣市	埼玉県	国
1人当たりの平均支給額 (平成25年度) 1,518 千円	1人当たりの平均支給額 (平成25年度) 1,615 千円	—
(平成25年度支給割合) 期末手当 2.60月分 勤勉手当 1.35月分 (1.45)月分 (0.65)月分	(平成25年度支給割合) 期末手当 2.60月分 勤勉手当 1.35月分 (1.45)月分 (0.65)月分	(平成25年度支給割合) 期末手当 2.60月分 勤勉手当 1.35月分 (1.45)月分 (0.65)月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による 加算措置 ・役職加算 5～20%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による 加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 15～25%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による 加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 10～25%

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

○ 勤勉手当への勤務成績の反映状況（一般行政職）

1 勤務成績の評定の実施状況 地方公務員法第40条に基づき、全職員に対して勤務成績の評定を実施。
2 勤勉手当への勤務成績の反映状況 勤勉手当について、成績率に差を設けず一律の支給を行なっています。

(2) 退職手当（平成26年4月1日現在）

鴻 巣 市			国		
(支給率)	自己都合	応募認定・定年	(支給率)	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	21.62月分	27.025月分	勤続20年	21.62月分	27.025月分
勤続25年	30.82月分	36.57月分	勤続25年	30.82月分	36.57月分
勤続35年	43.70月分	52.44月分	勤続35年	43.70月分	52.44月分
最高限度額	52.44月分	52.44月分	最高限度額	52.44月分	52.44月分
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (2%～20%加算)		その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (2%～45%加算)	
1人当たり			1人当たり		
平均支給額	11,997千円	25,634千円	平均支給額		

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、平成25年度に退職した職員に支給された平均額である。

(3) 地域手当（平成 26 年 4 月 1 日現在）

支給実績（25年度決算）		90,519 千円	
支給職員 1 人当たり平均支給年額（25年度決算）		128,761 円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度（支給率）
鴻巣市全域	3 %	703 人	3 %
地域手当補正後ラスパイレス指数 （ラスパイレス指数）		100.5 (100.5)	

（注） 地域手当補正後ラスパイレス指数とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給率を用いて補正したラスパイレス指数。

（補正前のラスパイレス指数×（1＋当該団体の地域手当支給率）／（1＋国の指定基準に基づく地域手当支給率）により算出。）

(4) 特殊勤務手当（平成 26 年 4 月 1 日現在）

支給実績（25年度決算）		3,036 千円		
支給職員 1 人当たり平均支給年額（25年度決算）		13,317 円		
職員全体に占める手当支給職員の割合（25年度）		32.4 %		
手当の種類（手当数）		9 種類		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (25年度決算)	左記職員に対する 支給単価
防疫作業手当	保健センター職員	感染症等の防疫作業	—	日額 500円
行旅病死取扱手当	福祉課職員	行旅病死人の保護又は収容業務	7千円	行旅病人 1件 1,000円 行旅死亡人 1件 3,000円
清掃業務手当	資源循環課技能労務職員	じんかい収集処理等業務、犬猫等死体処理業務	—	じんかい収集処理、下水処理又は不燃ごみ整理業務 日額 550円 犬猫等死体処理 1件 200円
土木、下水道処理業務手当	道路課技能労務職 ・下水道課・工事検査課職員	土木工事及び測量等の業務敷設下水道管等の検査業務	91千円	土木工事及び測量等の業務 日額 300円 敷設下水道管等の検査業務 日額 400円
社会福祉業務手当	福祉課職員	福祉事務所で行う生活保護法に規定する事務の指導調査	324千円	月額 3,000円
障害福祉業務手当	つつみ学園職員	児童発達支援センターにおける障害福祉業務	144千円	月額 3,000円
保育業務手当	保育士	保育所における保育業務	1,992千円	月額 2,000円
災害出動手当	災害対策における現場業務に従事した職員	災害対策における現場業務	478千円	日額 2,000円
用地交渉手当	都市計画課職員	用地買収等交渉業務	—	日額 500円

(5) 時間外勤務手当

支給実績（平成25年度決算）	124,858 千円
職員1人当たり平均支給年額（平成25年度決算）	278 千円
支給実績（平成24年度決算）	101,543 千円
職員1人当たり平均支給年額（平成24年度決算）	230 千円

(注) 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（25年度決算）」と同じ年度の4月1日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含む。

(6) その他の手当（平成26年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (25年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (25年度決算)
扶養手当	配偶者 13,000 円 1人（配偶者なし） 11,000 円 その他 6,500 円 特定期間の加算 5,000 円	同 じ		73,431 千円	251,476 円
住居手当	（借家・借間） ・家賃 23,000 円以下 家賃 - 12,000 円 ・家賃 23,000 円を超え 55,000 円未満 （家賃 - 23,000 円） × 1/2 + 11,000 円 ・家賃 55,000 円以上 27,000 円 （自宅） 4,500 円（5年以内 4,700 円）	異なる	自宅居住 職員の支 給額等	36,863 千円	95,748 円
通勤手当	（交通機関等の利用者） 運賃等相当額が 55,000 円以下は運賃等 相当額 （自動車等の使用者） 5k m 未満 2,000 円 5k m ~ 10k m 4,200 円 10k m ~ 15k m 7,100 円 15k m ~ 20k m 10,000 円 20k m ~ 25k m 12,900 円 25k m ~ 30k m 15,800 円 30k m ~ 35k m 18,700 円 35k m ~ 40k m 21,600 円 40k m ~ 45k m 24,400 円 45k m ~ 50k m 26,200 円 50k m ~ 55k m 28,000 円 55k m ~ 60k m 29,800 円 60k m ~ 31,600 円	同 じ		29,822 千円	60,369 円
管 理 職 手 当	管理又は監督の地位にある職員に支給 部長及び部長相当職 85,000 円 参与及び参与相当職 80,000 円 副部長及び副部長相当職 70,000 円 参事及び参事相当職 65,000 円 課長及び課長相当職 58,000 円	異なる	国では職務 の級に応じ 定額支給	125,687 千円	710,098 円

	副参事及び副参事相当職 50,000 円 副課長及び副課長相当職 45,000 円 主幹及び主幹相当職 40,000 円				
休日勤務手当	休日等において勤務を命ぜられた職員に支給 支給率は勤務1時間当たりの給与額の135/100	異なる	勤務1時間当たりの給与額の算出方法	—	—
夜間勤務手当	午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務を命ぜられた職員に支給 支給率は勤務1時間当たりの給与額の25/100	異なる	勤務1時間当たりの給与額の算出方法	—	—
宿日直手当	宿日直を命ぜられた職員に支給 1日 4,200 円（5時間未満 2,100 円）	異なる	鴻巣市では、特別の宿日直なし	—	—

5 特別職の報酬等の状況（平成26年4月1日現在）

区分		給料月額等		
給料	市長	884,000 円	(参考)類似団体における最高/最低値	
	副市長	756,000 円	1,063,000 円/504,000 円	876,000 円/481,000 円
報酬	議長	432,000 円	760,000 円/420,100 円	
	副議長	397,000 円	670,000 円/366,600 円	
	議員	365,000 円	620,000 円/338,800 円	
期末手当	市長 副市長	(平成25年度支給割合) 3.95 月分		
	議長 副議長 議員	(平成25年度支給割合) 3.95 月分		
地域手当	市長 副市長	(平成25年度支給割合) 支給率 3 %		
退職手当	市長	(算定方式)	(1期の手当額)	(支給時期)
	副市長	給料月額×在職月数×0.4025	17,078,880 円	任期ごと
		給料月額×在職月数×0.2415	8,763,552 円	任期ごと
	備考			

(注) 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期（4年＝48月）勤めた場合における退職手当の見込額である。

6 職員数の状況

(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

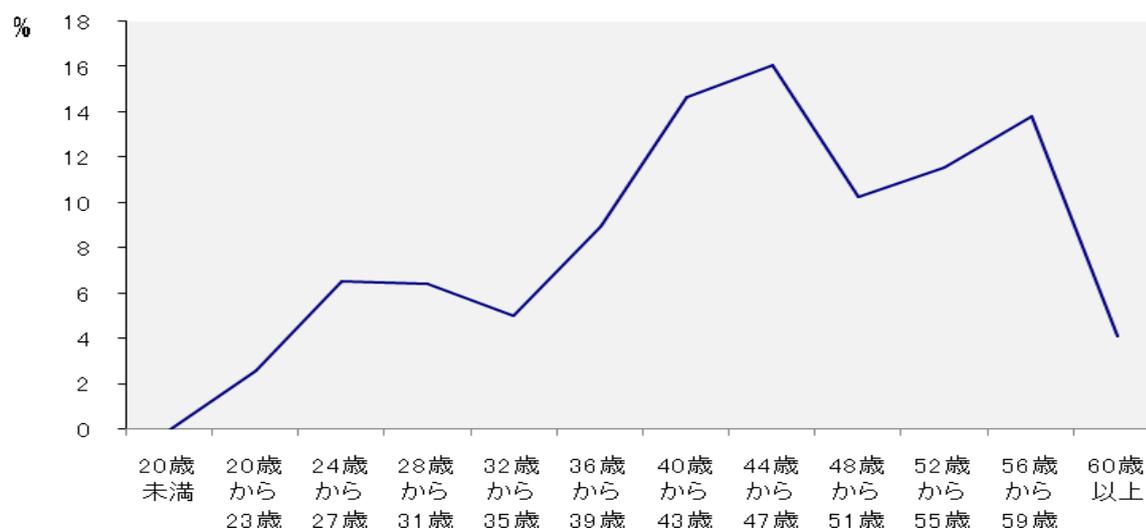
(各年4月1日現在)

部門		区分	職員数		対前年 増減数	主な増減理由
			平成 25 年	平成 26 年		
普通会計部門	一般行政部門	議会	6	6	0	
		総務	153	150	△3	
		税務	51	52	1	
		労働	4	3	△1	
		農水	12	12	0	
		商工	9	8	△1	
		土木	104	105	1	
		民生	176	182	6	
		衛生	41	41	0	
		計	556	559	3	<参考> 人口1万人当たりの職員数 46.68人 (類似団体の人口1万人当たりの職員数47.12人)
	教育部門	95	79	△16		
	小計	651	638	△13	<参考> 人口1万人当たりの職員数 53.28人 (類似団体の人口1万人当たりの職員数64.41人)	
公営企業等	水道	20	20	0		
	下水道	11	11	0		
	その他	33	33	0		
	小計	64	64	0		
合計		715 [798]	702 [798]	△13 [0]	<参考> 人口1万人当たりの職員数 58.62人	

(注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。

2 []内は、条例定数の合計である。

(2) 年齢別職員構成の状況（平成26年4月1日現在）



区分	20歳未満	20歳から23歳	24歳から27歳	28歳から31歳	32歳から35歳	36歳から39歳	40歳から43歳	44歳から47歳	48歳から51歳	52歳から55歳	56歳から59歳	60歳以上	計
職員数	0人	18人	46人	45人	35人	63人	103人	113人	72人	81人	97人	29人	702人

(3) 職員数の推移

（単位：人・％）

部門別	年度						過去5年間の増減数（率）
	H21年	H22年	H23年	H24年	H25年	H26年	
一般行政	603	603	579	573	556	559	△44（△7.3%）
教育	105	100	101	98	95	79	△26（△24.8%）
普通会計	708	703	680	671	651	638	△70（△9.9%）
公営企業等会計	73	68	66	63	64	64	△9（△12.3%）
総合計	781	771	746	734	715	702	△79（△10.1%）

（注）1 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。

2 合併した団体にあつては、合併前の年については合併前の旧団体の合計職員数。